国内仲裁の紛争に於いては、3,000万ルーブルまでの請求額、または国際商取引仲裁に於いては、50万ドルまでの請求額の場合、仲裁簡易手続の適用に関する推奨仲裁条である。

本契約に関連して生じり、または違反、結論、変更、終了または無効に関連するものを含む*紛争*、不同意、自任が仲裁法規の条項に従って「ロシア現代仲裁協会」と言う所属自律的営利団のロシア仲裁センターが管理する仲裁によってされる。

当事者は仲裁法規第7章に従って国内仲裁の紛争に於いては、3,000万ルーブルまでの請求額、または国際商取引仲裁に於いては、50万ドルまでの請求額の場合、仲裁簡易手続の枠組みの中で紛争を検討することに同意する。

両当事者は迅速仲裁手続における口頭審問が行われないことに同意する。

両当事者は仲裁に関連する書面の申告、通知、およびその他の書面の書類を送信する目的として次の下記の電子メールアドレスが使用されることに同意する。

[当事者の名称]:[電子メールアドレス]

[当事者の名称]:[電子メールアドレス]

上記のメールアドレスを変更する場合、ある当事者は他の当事者に現在の電子メールアドレスをすぐに通知する義務を負い、仲裁がすでに開始された場合、「ロシア現代仲裁協会」の所属自律的営利団のロシア仲裁センターにも通知する義務を負う。さもなければ、当事者は書面の申告、メッセジー、およびその他の書面の書類を実在しない電子メールアドレスに送信することの否定的な結果を受ける。

当事者は任意に仲裁判断を執行する義務を受ける。